

「熊本県造血幹細胞移植後のワクチン 再接種費用補助事業」について

- ◆小児がん等の治療で造血幹細胞移植を行うと、移植前に定期の予防接種で獲得した免疫が低下・消失し、感染症にかかりやすくなります。
- ◆そのため、ワクチンの再接種が推奨されていますが、接種費用は被接種者（保護者）の自己負担となります。
- ◆県では、感染症のまん延防止と経済的負担の軽減のため、以下に該当する場合、ワクチン再接種の費用を助成する市町村に対して、助成金の一部を補助する事業を令和4年度から行っています。

対象者

次の①～③の全てに該当する方

- ①造血幹細胞移植により、移植前に接種した予防接種法第2条第2項に定められた疾病に係る予防接種ワクチン（※）の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- ②接種を受ける日において、本県に住所を有する20歳未満の者
- ③令和4年4月1日以降の再接種であること

（※）予防接種法第2条第2項に定められた疾病に係るワクチン

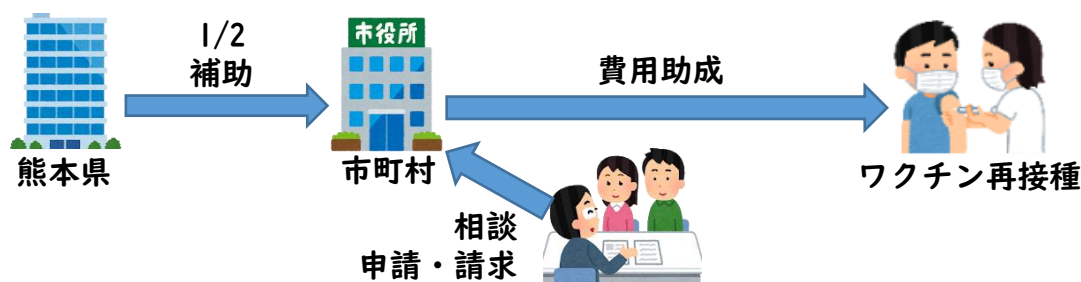
・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・B型肝炎 ・水痘 ・五種混合 ・四種混合 ・三種混合
・二種混合 ・不活化ポリオ ・麻しん ・風疹 ・日本脳炎 ・子宮頸がん ・BCG

相談・申請窓口

助成制度の有無や助成内容等については、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の予防接種担当課までお問い合わせください。

【県内で助成制度を実施している市町村】（R7.6.13現在）

熊本市、八代市、山鹿市、玉名市、菊池市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、益城町、甲佐町、氷川町、あさぎり町



熊本県健康福祉部健康危機管理課

TEL 096-333-2040（直通）

FAX 096-383-0607